

公 示 送 達 書

芦屋市告示第200号

地方税法第20条の2第1項及び芦屋市市税条例第6条並びに国民健康保険法第78条の規定により、次の書類を公示送達します。

書類は債権管理課で保管していますので、御来庁の上受領してください。

令和8年8月24日

芦屋市長 高 島 峻 輔



(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月31日にその書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名、名称	送達する書類の名称
奥 誠太郎	差押調書 (謄本)
N I N G D E R U N	令和7年度国民健康保険料第1～3期督促状 各1通
以下余白	